

暮らしを便利に！

さあ作ろう

マイナンバーカード



① マイナンバーの通知カードは、5月下旬に廃止される予定です。現在お持ちの通知カードに住所等の変更がない場合は、そのままマイナンバーを証明するものとして使用できますが、変更があった場合は使用できなくなりますのでご注意ください。

マイナンバーカードは、本人確認の際の身分証明書や税の申告など各種行政手続きのオンライン申請に使用することができます。

ご自身のマイナンバーカードを作るためには、はじめに、郵送やスマートフォン、パソコン等で申請を行わなければなりません。

なお、マイナンバーカードの交付は、申請状況により1か月以上かかる場合がありますので、お早めに申請してください。申請方法は、広報ほくと2020年1月号(P6)をご覧ください。

(市民課窓口係・国保医療課国保係・企画課情報管理係)

・マイナンバーカードを活用した消費活性化策 ⇒「マイナポイント」

マイナポイントとは、マイナンバーカードをお持ちの方がマイキーID※1を設定し、キャッシュレス決済を利用した際に、国がプレミアム分として付与するポイントです。

プレミアム率は25%で、20,000円分の利用に対して、一人当たり最大5,000円分のポイントがもらえます。



※1:マイキーID=マイナンバーカード内の利用者証明用電子証明書を活用して作成することができる、各カード利用者固有の符号

！ マイナポイントを受け取るためには準備が必要です

マイナンバーカードを取得

スマートフォンで簡単にオンライン申請ができます。

マイナポイント予約

(マイキーID設定)
マイキーIDの設定は市役所市民課でもできます。

マイナポイントの申込み

お好きなキャッシュレス決済サービスの一つ選択
(令和2年7月から開始予定)

マイナポイントを取得・利用

*利用期間は、令和2年9月から令和3年3月末までの予定

・健康保険証として使えるようになります(令和3年3月予定)

医療機関での受付の手続きがスムーズになります。

- ・マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。
- ・医療機関や薬局では、必要な機器の導入状況に応じ、令和3年3月から順次利用開始となる予定です。



※マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになっても、現在お使いの保険証がすぐなくなるわけではありません。
※保険者への加入や喪失の届出は引き続き必要です。